

論文

勤評実施側から見た愛媛勤評闘争

——日教組対策としての勤務評定の意味——

岩月真也[†]

要約：本稿では、日教組対策として勤務評定を推し進めた勤評実施側から見た愛媛勤評闘争を描き、日教組対策としての勤務評定の意味を検討した。中心的な資料は、自民党の秘密・極秘文書と竹葉愛媛県教育委員長の著作集である。

勤評実施側は教組側からの激しい抵抗に遭いながらも、自民党、県教委、地教委、PTA、県民等との連携を図りながら勤務実施を展開した。しかし、日教組対策としての勤務評定であったために、勤評実施側にとっては現場教師が死角となり、現場教師からの正当性が不足した勤務評定は形骸化せざるを得なかった。

すなわち、日教組対策としての勤務評定は形骸化の萌芽に他ならず、実はその萌芽は勤評闘争の発端の地である愛媛県においてすでに発していたのであった。

キーワード：自民党、秘密・極秘文書、愛媛県教育委員会、竹葉秀雄、竹葉秀雄著作集

目次

1. 問題の所在
 - 1-1. 問題意識
 - 1-2. 勤評実施側の主体とその意図
 - 1-3. 目的と方法
2. 自民党から見た勤評闘争
 - 2-1. 勤評実施の方策
 - 2-2. 自民党から見た愛媛勤評闘争
3. 愛媛県教育委員会から見た勤評闘争
 - 3-1. 勤評実施に対する竹葉の構え
 - 3-2. 竹葉から見た愛媛勤評闘争
4. 日教組対策としての勤務評定の意味

1. 問題の所在

1-1. 問題意識

1990年代後半以降、教師たちの働きぶりを評価する教員評価制度が各都道府県において拡大した。教員評価制度が拡大する際、評価されることに対する教師たちの抵抗が

[†]同志社大学大学院社会学研究科博士後期課程

*2012年12月19日受付、2013年1月23日掲載決定

生じていた。この教師たちの抵抗の源泉を探るため、岩月（2012）は、1950年代後半に勃発した勤評闘争の発端となった愛媛県の現場教師たちに焦点を当て、勤務評定に対する教師たちの抵抗の姿を描いた。その結果、評価に対する教師たちの抵抗の源泉とは、評価差による昇給差を否とする思想にあったということが明らかとなった。しかし、現場教師の視点から勤評闘争の発端となった愛媛県下の闘争を捉えたため、勤務評定の実施側（以下、勤評実施側と略する）の意図や勤評実施側がどのように勤評実施を展開していたのかについてはやや曖昧さが残ることとなった。勤評闘争は教師側と勤評実施側との相互作用により生じた闘争である以上、教師側からの接近のみでは勤評闘争の一面を捉えたに過ぎなくなる。

そこで、教師側から見た愛媛勤評闘争を描いたように、本稿では勤評実施側から見た愛媛勤評闘争を描いてみたい。教師たちの勤評実施に対する激しい抵抗にも関わらず、何故に勤評実施側は勤務評定を推し進めたのか。勤評実施側から見た勤評闘争とはどのような様相を呈していたのであろうか。

1-2. 勤評実施側の主体とその意図

勤評実施側から見た愛媛勤評闘争を描く前に、既存の研究が勤評実施側をどのように理解していたのかを確認しておきたい。先行研究によれば、勤評闘争とは第一に政治闘争であったということ、第二に自民党の日教組対策として実施されたということ、このように理解されていた。以下、詳しく確認していこう。

教育の戦後史編集委員会（1986）は、「1950年代後半にくりひろげられた勤評をめぐるの保守・革新両陣営をあげての激突は、日本の教育史にとどまらず、戦後史に残る“大事件”とっていいだろう」（教育の戦後史編集委員会 1986： 87-88）と述べている。ここで言う革新陣営には社会党及び日教組が位置づけられ、保守陣営には自民党が位置づけられており、勤評闘争の政治闘争的特徴が指摘されている⁽¹⁾。以下の研究もまた勤評実施側の中心的な主体が自民党にあることを前提として、勤務評定実施の意図が日教組対策にあったと見ている。

五十嵐・伊ヶ崎（1970）は、1957年10月に自民党がまとめた「日教組対策の具体的な方針」の中に「勤務評定を励行」が含まれていることを指摘し、「勤評問題が『日教組対策』のひとつとして掲げられ、その線にそって強力に実施されていったところに、この時期の教育行政上の重大事が政治的傾向を帯びたものであったことを知る事ができる」（五十嵐・伊ヶ崎 1970： 191）と論じている。また、毎日新聞社会部（1959）は、当時の愛媛県の白石春樹自民党県連幹事長が「勤評を実施して昇給できる教員と落ちる教員を作れば、教組は必ず割れる。実施の責任者である校長はきっと組合の圧力にたえかねて教組を離脱するだろう。校長のいなくなった教組が弱体化するのは火を見るより

明らかだ」(毎日新聞社会部 1959: 328)と発言したとして、勤務評定の実施の意図を教組対策としている。この白石発言を踏まえた上で大田(1976)と萩原(1996)は次のように指摘する。「自民党は日教組対策に腐心し、その方策をまとめていた。……政府・自民党は具体的かつ詳細に教育の官僚統制と日教組対策をねらっていたのである」(大田 1976: 271-272)。萩原(1996)も同様に「政策要路者たちがそこに込めた狙いと論理は……(白石自民党県連幹事長の; 引用者)言葉に端的に象徴されている」(萩原 1996: 260)としている。佐々木(1988)もまた、「白石春樹も、後に知事になってから『私が胸を張って自慢できることは、愛媛県が日本で一番先にやったあの勤評でございます。この日教組退治こそ、私の全政治生活を通して、私自身が自慢できる最大唯一のものであったと思うのでございます』(近代史文庫史料委員会「勤評闘争研究グループ」1987: 6-7)との発言に注目して、勤評闘争を余儀なくした勤評政策の目的は「日教組退治」にあったとしている(佐々木 1988: 378-379)。このように勤務評定の実施には、自民党による日教組対策としての意図が内包されていたということである。

なお、勤務評定の意図が日教組対策にあったとする白石春樹自民党県連幹事長の発言には、次のような事情が絡んでいる。「自民党県連は、久松知事が26年(1951年; 引用者)の選挙で革新陣営に推されて出馬、当選したさい(知事は30(1955年; 引用者)年選挙で自民党に変わった)選挙に功績があった教員の一齐2号昇給を行なったことが、赤字財政の大きな原因となったと考え、また参院選挙のたびに自民党が苦杯をなめたのは教組の選挙活動のためだとして勤評を教組対策として重視していた」(毎日新聞社会部 1959: 328)。つまり、勤務評定が日教組対策として実施された背景には自民党による選挙対策の側面があったということである。それゆえ、日教組対策としての勤務評定が意図されたわけである。

勤務評定の実施が自民党による日教組対策として意図されていたのではあるけれど、勤務評定は自民党のみで推し進められたわけではない。自民党は勤評実施に大きな役割を果たしたのではあるけれど、愛媛県内においても勤評実施の体制は次のように整えられていた。勤務評定の実施を決定した久松愛媛県知事は、「教育長に自分の直系で自民党県連にもうけのよい県商工労働部長大西忠氏をすえ、教育委員もいままでの教組系を除き保守系の顔ぶれをそろえた」(毎日新聞社会部 1959: 327)。久松が任命した教育委員について、近代史文庫史料委員会「勤評闘争研究グループ」(1987)は次のように紹介している。「教委の委員長に選ばれた竹葉秀雄は、国粹主義者安岡正篤の高弟で、“日教組は日本の教育を破壊する元凶である”という固い信念をもち、“自分が委員長になれば大きな紛争が起こるがよろしいか”とダメをおしたという」(近代史文庫史料委員会「勤評闘争研究グループ」1987: 6)。このように愛媛県内において、教育対策・選挙対策を背景とした日教組対策としての勤務評定実施に向けた久松及び県教委の体制が

整備されていったのである。

1950年代後半に巻き起こった勤評闘争の発端の地である愛媛県下の勤評闘争は、選挙対策や教育対策が混在した日教組対策として、自民党と愛媛県教育委員会によって推し進められていったのである。

以上の勤評実施側に対する先行研究の知見は次のように整理できよう。すなわち、第一に勤務評定実施側の中心的な主体として着目すべきは、自民党及び愛媛県教育委員会であった。もちろん、文部省や都道府県教育長協議会も勤評実施側に属すると考えられるけれど、後に見るように文部省や都道府県教育長協議会の勤評政策は、自民党からの協力要請に起因している。したがって、勤評実施の中心的な勤評実施側の主体を捉える上では、まず自民党と愛媛県教育委員会に焦点が当てられなければならない。第二に、自民党と愛媛県教育委員会の勤評実施の意図は、日教組対策にあったということである。それゆえ、勤評実施側の見るとする対象は日教組であった。

では、愛媛勤評闘争の勤評実施側の主な当事者は自民党と愛媛県教育委員会であり、その意図は主として日教組対策にあったという理解で満足してよいのであろうか。答えは否である。勤評実施側の中心的な主体やその意図は見えてきたのだけれど、教師たちからの激しい抵抗に直面しながらも、どのように勤務評定の実施を推し進めていったのかまでは見えてこない。

岩月（2012）では愛媛勤評闘争を現場教師の視点から闘争の様相を描き、教師たちの闘争の原動力や苦勞・葛藤までも描いた。同様に、勤評実施側の勤評実施の原動力や苦勞・葛藤までも描かなければ、勤評実施側を理解したことにはならないのではないか。勤評闘争の実施側に対する研究の弱点とは、愛媛県の勤評闘争においてどのように勤評を推進していたのかが詳細には描かれていない点に他ならない。勤評実施側の勤評実施の展開がほやけているのは、これまでの研究が教師側の視点から勤評実施側を捉えていたことに起因しているのではないか。激しい教師からの抵抗にもかかわらず、何故に勤評実施側は勤評実施に邁進し、どのように実施を推し進めていたのかは、勤評実施側の視点を持たねば見えてこない。

さらに、先行研究にはもう一つ決定的な弱点が存在する。その弱点とは勤評実施側の意図が日教組対策にあったというのは事実の描写に過ぎず、日教組対策としての勤務評定には何ら意味の付与がなされていない点である。それは日教組対策としての勤評実施を展開した勤評実施側を彼らの視点にまで降りたって見ようとはしてこなかったからではないか。したがって、本稿は勤評実施側の視点から勤評闘争を描こうと試みるのである。

1-3. 目的と方法

先行研究は、勤評実施側がどのように勤評実施を展開していったのかを詳細に描き切れず、それが描かれていないということは、勤評闘争発端の地で何が生じていたのかが理解されていないということの意味する。そこで本稿は勤評実施側から見た勤評闘争の発端である愛媛勤評闘争を描き、日教組対策としての勤務評定の実施の意味を検討する。これが本稿の目的である。

研究対象は勤評闘争の発端の地である愛媛県において、勤評実施側の中心的な主体である自民党と愛媛県教育委員会としたい。自民党がどのように勤評実施を展開していたのか。また、愛媛県教育委員会もまたどのように勤評実施を展開していたのか。これらを出来る限り鮮明に描く。使用するデータは次の通りである。

まず自民党の動向に関しては、近代史文庫史料委員会「勤評闘争研究グループ」(1987)の『資料愛媛勤評闘争』に掲載されている勤評闘争期の自民党の秘密・極秘文書を用いて当時の自民党の勤評実施の展開を探りたい。自民党の秘密・極秘文書は、1981年夏、佐々木隆爾氏がスタンフォード大学フーバー研究所東亜部図書館の書庫で見つけたものである(佐々木 1988: 435)。この資料は自民党の勤評実施の展開を探る上では、貴重な一次資料となる。自民党の秘密・極秘文書のリストは表1に示した通りである。

次に愛媛県教育委員会の動向に関しては、とりわけ、愛媛県教育委員長である竹葉秀雄に焦点を当て、竹葉秀雄先生著作集刊行会(1980)の『竹葉秀雄先生著作集』を用いることとする。竹葉は自分の経験した勤評闘争を記している。これを中心的な資料として勤評実施側である愛媛県教育委員会から見た勤評闘争に迫りたい。竹葉は当時の愛媛勤評闘争がいかなるものであったのかを生々しすぎるほどに記録している。まさに勤評実施側から見た勤評闘争にふさわしいと考える。

研究方法としては次の点が実は最も肝要である。それは筆者に対する筆者による監視である。岩月(2012)は現場教師の視点から勤評闘争を描いた。この作業は現場教師の

表1 自民党の秘密・極秘文書

資料記号	発表年月日	資料名
資料 A	1957年10月1日	「教組運動の偏向是正対策要領案」【自由民主党極秘文書】
資料 B	1957年10月1日	「『対策要領』実施細目」【自由民主党日教組対策極秘文書】
資料 C	1957年11月14日	「愛媛県教組の勤務評定反対闘争について」【自由民主党治安対策特別委ファイル】
資料 D	1957年12月16日	「愛媛県における勤務評定問題のその後の推移について」【自由民主党日教組対策秘密文書】
資料 E	1958年6月	「愛媛問題の教訓と勤務評定全国実施に関する対策」【自由民主党極秘文書】

出所：近代史文庫史料委員会「勤評闘争研究グループ」(1987)より作成。なお、資料記号については筆者が付加した。

視点から資料を読み込むという点では苦労はなかった。しかし、勤評実施側の視点から資料を読み込むのはなかなか困難である。筆者自身の思考が知らず知らずのうちに現場教師の側へと傾いてしまうからである。そうであれば、勤評実施側を現場教師の視点で捉えたにすぎず、勤評実施側から見た勤評闘争を描いたことにはならない。したがって、筆者自身が己の視点を常に監視しておかねばならない。この構えを持って、出来る限り勤評実施側から見た勤評闘争を描くこととする。

本稿の構成は次の通りである。2節では自民党の側から見た愛媛勤評闘争を描き、3節では愛媛県教育委員長竹葉秀雄の見た愛媛勤評闘争を描く。4節では本稿の内容を整理し、勤評実施者たちが推進した勤評実施の到達点を検討する。さらに、勤務評定の実施の意図が日教組対策にあったことに意味を付与することとする。

2. 自民党から見た勤評闘争

2節では自民党の視点から愛媛勤評闘争を描くこととする。まずは自民党の勤評実施の方策を確認し、その上で自民党の見た愛媛勤評闘争の現場の様相を見ていきたい。自民党は勤評実施に当たり、どのような計画を立てていたのであろうか。そして、どのように勤評実施を展開したのであろうか。

2-1. 勤評実施の方策

まず、自民党による勤評実施の方策を確認しておこう。そこで、1957年10月1日に自民党が策定した「教組運動の偏向是正対策要綱」と『『対策要領』実施細目』とを概観する。そこでは自民党から文部省・教委へと勤評実施の要請がなされている。また、勤評実施に当たっては校長の非組合員化や教組との交渉拒否が計画されていた。

それでは「教組運動の偏向是正対策要綱」から見てみよう。「教育委員会の管理体制の確立」の項目において、「勤務評定の励行」として「文部省は早急に勤務評定の基準を作成し、各教育委員会を通じてこれを励行させる」（資料A:50）としている。また、「教組活動に対する規制」の項目においては、「教育委員会は教組に対しては給与、勤務条件に関する事項についてのみ交渉を行うものとし、また事業の共催等を行わないものとする」、「校長、教頭、教育委員会事務局幹部職員等管理的立場にあるものを教組より離脱せしめる」等の方針を立てている（資料A:50）。ここからは、自民党が文部省と各教委と連携しながら勤務評定の実施を計画していたということがわかる。ただし、実際の勤務評定基準案は、「文部省による基準案作成→文部省による各教育委員会への指導、という当初の実施方針が途中で変更されて、文部省による教育長協議会への指導→教育長協議会による基準案の作成・公表→各教育委員会、という経過がたどられた」

(萩原 1996: 273) とされている。とはいえ、自民党が文部省や各教委に勤務評定の実施の協力を要請していたことに変わりはない。

自民党が文部省や各教委に勤務評定の実施の協力を要請していたということは次のことを意味する。すなわち、後に見るように愛媛県教委は竹葉のような勤評推進者の存在により、積極的に勤評実施を推し進めてはいたけれど、勤評実施に反対する教委であれば、勤評実施を推し進めたというよりも、勤評実施を推し進めさせられたということである。同様に、文部省についてもどれほど勤務評定の実施に本気であったのかは検討の余地が残る⁽²⁾。

「教組運動の偏向是正対策要綱」の同日に策定された『『対策要領』実施細目』にも同様の趣旨が記されている。注目すべきは、「勤務評定に関する PR」として、「勤務評定の必要性、その実施すべきものであることを、会議、誌紙等を通じ機会あるごとに強調し、勤務評定実施の世論の昂揚と体制を整える」(資料 B: 52) とされ、勤評実施に対する世論形成が計画されていることである。事実、現場教師たちは、児童・生徒の親や地域住民からの勤評闘争に対する理解を得るのに苦労していた。また、「関係機関の協力」の項目には、「給与政策として成績優秀なる者に対しては特別昇給、昇給期間の短縮を実施し、他方、成績良好ならざる者に対しては、昇給期間の延伸を行う等の基本態度を宣明する必要がある」(資料 B: 53) とされている。これは教師たちの抵抗の源泉である評価差による昇給差を意味している。

このように自民党は文部省や各都道府県教委等の関係機関との連携、評価差による昇給差の推進、校長・教頭の非組合員化、PR 活用による世論形成喚起等の計画を念頭においていた。ではこのような計画を策定した自民党が愛媛勤評闘争下ではどのような働きをしていたのか。以下、自民党から見た愛媛勤評闘争の現場の様相を描くこととしよう。

2-2. 自民党から見た愛媛勤評闘争

2-2-(a). 自民党の見た勤評闘争の現場

まず自民党は教組からの激しい抵抗をどのように見ていたのだろうか。「愛媛県における勤務評定は、一部分で実施されたのみで、現在のところ、県教育委員会の方針は、組織的抵抗によって阻止されたかたちとなっており、『闘争は成功しつつある』ということで、県教組の氣勢はあがっているようである。従って、この闘争は、まだまだ強くなって行くと考えざるを得ないし、日教組の指令によって全国的に拡がり、闘争も益々強化されるであろう」(資料 C: 141)。自民党は教組からの抵抗を脅威と見ていた。

自民党が脅威と見た闘争とはいかなる様相を呈していたのか。「教育長公舎に対するビラの貼付事件」として次のように記されている。「①11月4日、夜半、松山市にある

大西教育長公舎を中心として付近の副知事、出納長等の公舎及び電柱に『民主教育の敵、君の名は大西忠』『反動大西忠を葬れ』その他同教育長の名譽を傷つけるような文句を書いたビラ4、50枚が貼付されていた。②同じ頃、松山市教育長二神源氏自宅の門、壁、庭木、付近の電柱等に、『反動二神源氏、今に貴様を葬ってやる』『大西忠さんの出前持、君の名は二神源氏』その他同教育長の名譽を傷つけるようなビラが貼られていた(資料C:139)。また、「県教育長に対する脅迫事件」として次のように記されている。「11月7日、松山市城東中学校向井校長のもとに、『この郵便物は料金10円が正当ですから、不足額10円を貼付の上御差出し下さい』との附箋つき封書が差戻された。みると、同校長から県教育長宛の全く記憶にない封書なので不審に思い、開封したところ、『11月9日午前1時より3時半迄の間に大西の命を頂だいする。家族の者に遺言及び身の廻りの整理をせよ』との発信人不明の大西教育長に対する脅迫状であった。万一の場合に備え、脅迫状指定の11月9日、大西教育長宅に警察官が張り込んでいたが、何事もなくすぎた(資料C:139-140)。これが自民党の見た愛媛闘争の現場であった。それゆえ、自民党は『教育と子供を守る』という先生がこのようにして激しい闘争を重ね、教室を捨て子供を置去りにすることになるのは、本当に憂うべきことといわざるを得ない(資料C:141)と記している。

自民党の目には教組間に生じていた亀裂も映っていた。日教組が「闘争のためならば、組織力にものをいわせ、管理責任者に圧力をかけて、勤務時間中に抗議集会を開いたりする違法行為も独自の見解で合法だとしている有様であるから、……現に同じ立場にある筈の愛媛県高等学校教職員組合も到底容認することは出来ない」と批判している(資料C:141)として、自民党は日教組と愛媛県高等学校教職員組合(以下、愛高教と略する)との闘争方針の差異に着目していた。事実、愛高教は日教組の闘争に対して次のように記している。「勤務評定阻止のための職場離脱(一斉賜暇或は勤務時間内の職場大会等)は争議行為(地公法37条違反)の疑いがある。我々は絶対に参加してはならない。全組合員は自重して日教組諸士と明確に一線を画されたい。○われわれは日教組の闘争の手段・方法に対して重大なる疑義をもつ。○われわれは日教組と共闘を行っていない(資料C:144)。このように自民党は激しい闘争の最中にも関わらず、教組間の方針の差異を見ていたのである。

2-2-(b). 連携による勤務評定の実施

愛媛勤評闘争において、自民党はどのように勤評実施を推し進めていたのか。1957年、「自民党県連は、11月25日の議員総会で10項目の強硬策を決定し、提出期限を12月10日に延期し自民党が校長に直接圧力を加える方針を決めた。……翌26日、自民党県連は県教委に勤評提出期限延期を申し入れるとともに、勤評対策本部を設置した。県教委は、この日、評定書未提出校長に提出を強要する方針を決めた。この方針にもとづ

いて、各市町村理事者・自民党議員・PTA 役員が校長に評定書の提出を迫る事態がみられた」（近代史文庫史料委員会「勤評闘争研究グループ」1987： 12）。つまり、自民党県連→県教委→校長というように勤評提出の指令が下り、勤務評定の実施が進められていくこととなった。

さらに、自民党県連から教委への指令は、教委内部で次のように反映される。「県教委は、12月6日、各地教委に指令して、同月10日の期限までに評定書提出を督促する校長あて業務命令を出させることにした」（近代史文庫史料委員会「勤評闘争研究グループ」1987： 13）。この自民党県連→県教委→地教委→校長という上意下達の指令によって、県教委は自民党県連と地教委との間で板挟みとなり、地教委は県教委と校長との間で板挟みとなり、校長は地教委と現場教師との間で板挟みとなったとしても不思議ではない。事実、ある校長は「私は私の苦しかったことを思えば私より先きに提出した郡内N地区の校長を、南予和郡市の校長を責めようとは思わない。11月9日をこえた校長いずれも同志である。11月9日いごに書いたのは書いたのではなくて書かされたのである。また村長も教育委員長も教育長も教育委員長もなんで責められよう。つらい立場で私と同じように苦しんだ人たちである」（愛媛県教員組合編集委員会 1958： 81）と語っている。

勤評評定は自民党と教委による連携によって進められたのではあるが、勤評実施側を支えた当事者たちは他にも存在している。そのことを自民党は次のようにまとめている。「1 県教委当局が教育行政責任者としての強い信念をもって対処している。2 日教組の闘争が現場から浮きあがっており、その闘争が強引になればなるほど PTA の日教組に対する反感も強くなり、県教組も日教組から離れていく。3 市町村教委の学校管理の責任者、校長等の服務監督者としての存在意義が認められている。4 PTA の日教組の闘争に対する反対態度が強くなり、教委を支持し、これに努力している。5 市町村長、市町村議会議員の多くが、日教組の闘争に反対し、市町村教委を支持し、これに協力している」（資料 D：288）。自民党は、県教委、PTA、校長、市町村長、市町村長議会議員の奮闘を目にしてきた。愛媛勤評闘争において、自民党は教委、校長、PTA、市町村長、市町村議員、県民との連携を図りながら勤務評定の実施を推し進めていたのである。

連携の効果について、自民党は愛媛勤評闘争の教訓として次のように記している。「県自民党所属各議員の地元市町村へ帰郷しての校長説得は、地区によっては、自民党県議等が表面に出たということで、逆に校長会を硬化せしめる等の動きも見られたが、大勢を有利に展開せしめたことは争われない。特に市町村長および地教委等の理事者を表面に立てて行った校長説得は効果があった」（資料 E：396）。とりわけ、評定書提出を拒む校長に対する説得には、県議、市町村長、教委との連携が功を奏したとされている。また、世論を味方につける戦術も効果的であったとされる。「紛争の最中 PTA 連

合会の名前で『愛媛の教育は県民の手で』『先生学校へ帰って下さい』等のポスターを全県下にはり出したことも効果があった」（資料 E: 396）。PTA によるポスターを張り出す戦術は教師側にとっては脅威であろう。「先生学校へ帰って下さい」に正面切って抵抗するのは難しい。

自民党の秘密・極秘文書を中心的な資料として、自民党の側から見た愛媛勤評闘争を描いてきた。その結果、自民党は、県議、県教委、地教委、校長、PTA、市町村長、市町村議員、県民等との連携を図りながら勤務評定の実施を展開していたということが明らかとなった。特にこの連携が日教組対策としての勤務評定を進める上で効果的であるとされていた。なお、留意すべきは自民党の秘密・極秘文書は日教組に対する言及が大半を占め、現場教師に対する言及は皆無に等しかったということである。まさに日教組対策としての勤務評定であった。

3. 愛媛県教育委員会から見た勤評闘争

2 節では自民党から見た勤評闘争を描いた。自民党はやはり日教組対策として勤務評定の実施を推し進めていた。勤評闘争の現場では激しい戦いがなされていたけれど、自民党は、県議、県教委、地教委、校長、PTA、市町村長、市町村議員、県民等との連携を図りながら勤評実施を展開し、その連携が勤評実施に大きな役割を果たしていたと言える。しかし、勤評実施の中心な主体は自民党だけではない。愛媛県下の勤評実施には愛媛県教育委員会もまた大きな役割を果たしていたのである。そこで3 節では日教組の「偏向」の是正を目的として勤評実施に踏み切った愛媛県教育委員長である竹葉秀雄の視点から勤評闘争を描いていきたい。まず、竹葉の勤評実施に対する構えを明らかにし、その上で竹葉の見た勤評闘争の様相を描いていく。

3-1. 勤評実施に対する竹葉の構え

竹葉は戦後教育に対する並々ならぬ危機感と日教組の「偏向」是正に対する断固たる構えを持っていた。まずは竹葉の構えを確認しておきたい。

戦後教育及び日教組に対する竹葉の構えを理解する前提としては次の言葉が参考になる。「日本は大東亜に敗れた。敗れた日本は、この戦争は、日本がしかけた侵略戦争だと烙印された。私は、亜細亜民族の解放のためにと、この戦争に全力を尽した。その終戦の際には、詔書の再渙発を願って運動をした。正義を踏んでは、国民一人残らず倒れてよい筈である。日本の建国はこの精神によって出来ている。それは、日本の滅亡でなく永遠の生であり、神の仁と義の為にキリストの十字架を背負うことである。…この戦の原因や功罪は、勝利者とそれへの追従者によってではなく、何時かは正しく審判さ

れるであろう」(竹葉秀雄先生著作集刊行会 1980: 144-145)。竹葉は戦争に参加し、「亜細亜民族の解放」のために「戦争に全力を尽くした」としている。戦後、竹葉が命を賭して戦った戦争が「日本がしかけた侵略戦争だと烙印」され、戦争の原因や功罪が「勝利者とそれへの追従者」によって審判された。このことに対する竹葉の無念さが読み取れる。

さらに日本の戦後教育については次のように述べる。「戦後の日本は、見苦しくも混乱した。未曾有の無条件降伏という敗戦にもよることながら、根本的には明治以来の物質文明と功利思想による世相と教育によることである」(竹葉秀雄先生著作集刊行会 1980: 145)。ここに竹葉の教育に対する危機感が現れている。つまり、教育が戦後日本の混乱の一因になったという危機感である。

その戦後教育を担った者たちに対する竹葉の評価は厳しい。「野獣の如き闘争、豚の如き貪欲、敬も恥も捨て去った国が、その青少年に、非行を正さんと望んだとて、百年河清を俟つに等しい。……世の指導にあたるべき先生、将来の民族の運命を背負う青少年の教育に一生をかけた教師が此の如くあってよいものであろうか。……哀れにも教師こそ最も卑怯に、最も自己を喪失したるのみならず、驚くべきことに何時の間にか社会主義革命の担い手として、唯唯諾諾として率いられ訓練されていったのである。75万の日教組は総評中の最大勢力となり、社会主義革命の最右翼となって行った」(竹葉秀雄先生著作集刊行会 1980: 145-146)。この一文には個々の教師及び日教組に対する嫌悪感が表現されている。竹葉は戦後教育に対する危機感とその教育の担い手たる教師及び日教組に対する敵意を抱えていたのであった。

1956年9月、竹葉は愛媛県の教育委員になるようにとの交渉をうけた。その時の様子を次のように綴っている。「昭和31年9月、愛媛県の教育委員になるようにとの交渉をうけたとき、『私が委員になれば混乱が起るかも知れませんが、よろしいでしょうか。』と述べて了承を得、家族の者にも『委員をお引き受けすれば、家のことは一切忘れて事に当たりたいし、また、自分は何のようになるかわからないが』と念をおしてお引き受けした」(竹葉秀雄先生著作集刊行会 1980: 146)。竹葉は並々ならず覚悟で教育委員になることを決めた。「教育委員は常勤ではない。職業をもってよいのである。委員会の会議を開いて方針を決定し、教育長を指揮監督して、与えられた権限に属する事務を司るのである。然し、日本教育の現状は、これを真に正さんとすれば、なまやさしいことではない。日教組の偏向は極度に達し、その勢力は熾烈を極めていいる。これに逆らい触るものすべて焼かる勢いである。容易なことではないのである。非常の覚悟を要するのである。私は『だからこそ。誰かが、何時かは、やらねばならぬこと』と観じ、『是非の両頭を截断し、一剣天に倚って寒し』の心境に起つべきと断じ、『莫妄想!』と決定(けつじょう)した」(竹葉秀雄先生著作集刊行会 1980: 147)。以降、竹

葉は日教組の「偏向」是正のために勤評実施を推し進めることとなる。

3-2. 竹葉から見た愛媛勤評闘争

3-2-(a). 勤評闘争の現場

竹葉から見た勤評闘争の現場はどのような様相を呈していたのであろうか。「闘争は、地評、総評までこれに加わり、県会・国会を通じての政治闘争にまで発展し、正に天下を二分するの戦となった」（竹葉秀雄先生著作集刊行会 1980： 147）。この地評、総評も加わった教師たちの激しい抵抗に対して、「相手のその力の前にはかえって勇気が湧いた」（竹葉秀雄先生著作集刊行会 1980： 147）と竹葉は語っている。教師側からすれば非常にやっかいな相手ではあるけれど、そんな竹葉が「人間嫌悪」「人生否定」の感情に襲われたのには参ったと綴っている。「私の参ったのは、その闘争の間に於て、人間嫌悪、人生否定の感情に時に襲われたことであった。北条時宗も楠正成もその戦は私の戦に比べてはまだ快いものがあったのではあるまいか。生死の問題ではない。ここには、もう日本的な戦は見られなかった」（竹葉秀雄先生著作集刊行会 1980： 147-148）。何故に竹葉は「人間嫌悪」「人生否定」の感情に襲われたというのであろうか。

それは次の闘争の現場を想像すればおおよそ了解することができよう。少々長い引用になってしまうのであるが、勤評闘争の現場がどのような様相であったのかを理解するには必要であると考え、敢えて長文を承知で引用文を掲載する。

数百名の教師は、（それは教師である。また公務員である。）闘争のために授業を休み、交替しては毎日教育委員会に押しかけて交渉を強要する。勤務評定は交渉事項でもなく、一步譲って話し合いとして人員を制限すれば、ドアを壊して雪崩れこみ、委員を取り囲んで抗議をつづける。何故交渉事項でないのか、人員を制限するのか（か；引用者）ら始まって、とるに足らないことを一つ一つ取り上げて理窟をつけてくる。机を叩き床を蹴って怒号し、恐怖心を抱かしめる。罵詈雑言を吐き散らして聞くに堪え難からしめ、委員の感情を昂らしめて発言を誤らしめ、その一句を捉えて責めたてる。委員の発言に齟齬あらしめて、一方を褒めたたえ、一方を嘲笑して離間に導く。甘言をもってそそのかし誘惑をかける。スパイを入れて情報をとる。勝手な文書を部下に流し、報道して、委員への不信感を深めて激怒をあおる不眠不休の連日の以上のような包囲攻撃に、委員は肉体的に疲労の極に達して（彼等は交替して休養する）、休会せんとすると、此の時とばかり、更に勢づいて「逃げるとは卑怯だ。誠意がない」と怒号する。退場しようとするればスクラムを組んで集団の中に巻き込んで、犯人がわからないように、洋服を引き裂き、足で蹴り、後からなぐる。狭い廊下に数百名の人垣は破って出られるようなものではない。便所に行けばついてきて監視し、「今に殺してやる。苦しかったら勤評を中止しろ。」「家では皆が心配して待っているよ。帰って休みたいだろうが、こちらの言うことを聞いたら帰してやるよ。」「どこでもやっていないことを、自民党に圧力をかけられてお前達も可哀想だが、日教組の力に総評も応援するのだ。金もいくらでもあるのだ。とても小さな委員会など勝てはしないのだ。こちらの文書に印をつけ。」と

たたみかけて言う者の中には、酒の臭をただよわせているものもある。家の近くには、壁といわず電柱といわず「不倶戴天の敵竹葉を倒せ！」などと貼紙し、行動を監視し、尾行をつけて、あらゆることまで言いふらして、葉書戦術、30分毎の夜中の電報戦術によって家族の神経を疲れせしめる。鉢巻きして家を取り巻き、「すぐ、委員を招集して、委員会を開け、自動車はこちらが出して委員を連れてくる。」と息まく。肉体・神経・精神の状態を研究しつくして、あらゆる手段をもって攻撃し、また、持久戦で強迫観念を生じさせていらだたせる。……このために狂し、発病し、自殺し、廃人となったものもある。……「人間とはこんなものでもあったのか」と、私は屢々人間嫌悪、自己否定の気持ちに襲われたのであった。私が警戒したのは、時に襲ってくるこの人間嫌悪、人間否定の感情に参りきらないことであった（竹葉秀雄先生著作集刊行会 1980：148-149）。

これが竹葉の目にした勤評闘争の現場であった。教師側の視点に立った資料からは、このような教師たちの抵抗を想像することはできず、むしろ強引な勤評実施側の勤評実施の圧力が想像できるに過ぎない。勤評闘争の現場においては、勤評実施側もまた教師側からの激しい抵抗に苦しめられていたのである。竹葉もその一人であった。

3-2-(b). 竹葉の見た勤評闘争の意義と原因

教師側からの抵抗に遭いながらも推し進めた勤務評定に対する竹葉の評価は次のようであった。「天は、私に幸をもたらしたと言うべきか。……この闘争は熾烈を極めたものであった。が、これによって父兄や一般の人達は、日教組が如何なるものか、その本性を始めて知って愕然とし、また、各地に義拳の旗が立って、この闘いは全国的となったのである。日本教育の真の正常化は未だ出来上らず、その前途はまだ遠いけれども、その曙光が見えはじめたのは、この勤務評定のためであり、若しこれなかりせば、日本教育の正常化は更に困難であり、日時を要したことと思う。確かに神助であった」（竹葉秀雄先生著作集刊行会 1980：147）。竹葉の目には日教組対策としての勤務評定には父兄や一般の人々が賛同したように映り、勤務評定とは教育の正常化への神助であったとしている。

日教組対策としての勤務評定であったために、日教組との激しい闘争が繰り広げられることになったのであるが、竹葉は闘争の原因を無知、無勇、日教組の3つにあったと指摘している。

無知については次のようだ。「上部組織から流れてくる書類情報のみを信じて、他を知ろうとしない。識者の正論も保守政党に利用されたものだと教えられ、そう信じている。そして文部省や教委の言うこと為すこと悉く悪意を以って歪曲されて報道されるのをそのまゝ信じる。若い有望な青年教師、美しい感情を持った女の先生たちが、これほど驚くような誤った事を信じているし、また煽動されて運動の第一線に立っているのを見て、惜しくてならない。……純真なる無知はおそろしい。生命を燃やして飛び込んでゆくその情熱が、悪魔の笑いの渦まく冷酷無惨なその革命に利用されるのである」（竹

葉秀雄先生著作集刊行会 1980: 151)。ここでは「若い有望な青年教師」であるとか「美しい感情を持った女の先生たち」というように、日教組と他の教師たちとを区別した表現がなされている。そのような者たちが無知ゆえに勤評闘争に利用されることを嘆いているのである。

無勇に関しては次の通りである。「なかには分かっている人達も居る。憤りを感じている人もいる。然し執拗な彼等の圧迫が怖いのである。信じることを語れば集団暴力で叩かれ日陰に追いやられる。家族を持つ夫として親として一人でこれに抗し悲運に耐えることは中々出来ることではない。然し人間性を尊重し教育の尊厳を護るために、勇気を望んでやまないのである」(竹葉秀雄先生著作集刊行会 1980: 151)。ここでも「彼等」と「彼等以外」とを区別している。「彼等以外」は「彼等」の圧力を恐れて組織化させられていると見ており、「彼等以外」の者の勇気を望んでいる。

日教組に対しては激しい忌避が読み取れる。「こゝからすべては起きてくるのである。計画され、利用され、操られ、煽動され、無知ならしめられ、無勇ならしめられる、すべてがこゝから発せられるのである。……私は県教育委員になったのは『この力』に蹂躪されている教育界を何とかしたいためであった。……任命を受けるや否や勤評問題で直ちに『この力』と取り組んでしまったのである。幸いに各委員の心の統一が出来、教育長にその人を得、事務局、地教委の一致協力と識者の支持を得て、一年余の戦いの後、ようやく勤務評定問題だけは一応の解決を見た。然し『その力』が抜け切ったのではない。『その力』はそんなに根の浅いものではない。……日教組が如何なるものかを見極め、その戦いを体験していただきたい。その時初めて真の憂いと憤りが湧き、人類の名に於て断じて許されないものであることが知られるであろう」(竹葉秀雄先生著作集刊行会 1980: 151-152)。竹葉は「この力」「その力」と日教組を表現し、教育長、事務局、地教委と協力しながら日教組と戦ったと記している。さらに、日教組の力はまだ「抜け切ったのではない」として、日教組に対する危機感はおも保持し続けている。竹葉は愛媛県教育委員長を 1956 年 10 月 1 日から 1969 年 5 月 11 日まで務めており(竹葉秀雄先生著作集刊行会 1980: 626)、竹葉の対日教組への構えは勤評闘争以降も続いたと考えられる。

以上、竹葉の見た勤評闘争を描いてきた。竹葉は日本の戦後教育を混乱に導いたと見る日教組の「偏向」を是正するために勤評実施に踏み切り、熾烈を極めた闘争を教育長、事務局、地教委、識者と共に戦った。その闘争の原因を、無知、無勇、日教組にあるとしている。闘争の最中、竹葉は日教組と他の教師とを区別しており、自民党よりも現場教師が視界に入っていたものの、竹葉の焦点はやはり日教組にあった。それゆえ、竹葉は自民党と同様に日教組に焦点を当てて勤評実施に邁進していたのである。竹葉が推し進めていたのも、やはり日教組対策としての勤務評定であった。

4. 日教組対策としての勤務評定の意味

4節では勤評実施側から見た愛媛勤評闘争の内容を整理した上で、勤務評定が日教組対策を意図して実施されたことの意味を問いたい。

勤評実施側の中心的な主体である自民党と竹葉愛媛県教育委員長の視点から愛媛勤評闘争を描いてきた。自民党は県議、県教委、地教委、校長、PTA、市町村長、市町村議員等との連携を図りながら、日教組対策としての勤務評定を推し進めた。一方、竹葉は日本の戦後教育の衰退の原因が日教組にあるとして、日教組対策としての勤務評定を推し進めた。闘争現場では、個々の現場教師たちや県教組・日教組からの激しい抵抗に遭うことになったけれど、竹葉は教育長、事務局、地教委、識者と連携しながら勤評実施を貫徹させた。

では、自民党や竹葉の推進した日教組対策としての勤務評定はどのような成果をみたのであろうか。当初の目的であった日教組対策という点からは、校長の非組合員化及び組合員数を減少させることには成功したといえよう。

表2 愛媛県の組合員数の推移

	第一次愛媛闘争直前	第二次愛媛闘争直後	愛媛闘争終結後
	1956年3月	1958年4月	1959年3月
宇摩	700	690	591
新居浜	698	649	600
西条	331	338	250
周桑	465	430	359
越智	730	725	130
今治	541	505	111
温泉	638	638	不明
松山	1152	899	750
伊予	529	510	302
上浮穴	380	335	315
喜多	804	814	696
西宇和	496	488	378
八幡浜	330	330	303
東宇和	525	520	499
北宇和	852	789	662
宇和島	369	397	350
南宇和	381	348	276
愛高教	570	308	不明
合計	10492	9713	6572

出所：近代史文庫資料委員会「勤評闘争研究グループ」（1987）『資料愛媛勤評闘争』近代史文庫，p.18。

まず、校長の非組合員化に関しては、「県教委は、57年12月から58年2月にかけて校長の組合脱退仕事をすすめていたが、3月上旬までに350名の校長が組合を脱退した」（近代史文庫史料委員会「勤評闘争研究グループ」1987：15）とされている。愛媛県の組合員数の推移については表2に示した通りである。非管理職の組合員についても、校長の組合脱退や温泉と愛高教の「不明」を差し引いたとしても、非管理職の組合員の脱退数は相当の数に上ったといえる。今治は540名から110名、越智は730名から130名とそれぞれ大きく減少している。他の地域も少なからず組合員数が減少しており、1956年3月時点から1959年3月時点にかけて組合員数が増加した地域は皆無である。さらに、1958年9月18日、組合を脱退した教員が結成した愛媛県教育研究協議会（以下、「愛教研」と略する）が松山市立御幸中学校講堂で結成大会を開催した。愛教研への加入者は当時の県下小中学校教職員10325名中の50.84%に当たる5250名に及んでいる。愛教研への加入者は、1958年9月18日の愛教研発足当初の5250名から、1961年9月18日現在で7450名、1962年9月18日現在で8369名、1963年9月18日現在で9040名、1964年9月18日現在で9478名、1965年9月18日現在で9500名であり、小中学校教員総数10500名中の90.47%が愛教研に加入している（影山1993：394-396）。日教組加盟の愛媛県教組は実質的に解体に追い込まれた。したがって、愛媛県教組の組合員数を減少させたという点では勤評実施側の日教組対策は成功したといえる。まさに勤評実施側の狙い通りであった。

愛媛勤評闘争は日教組対策としての勤務評定であった。この点は冒頭で紹介した先行研究の見解と一致する。ただし、このままでは事実の描写に過ぎない。そこで日教組対策としての勤務評定に意味を付与してみたい。

勤評実施側の勤評実施の展開を描いて見ると、勤評実施側の死角が見えてくる。勤評実施側は日教組対策というところから勤評実施に踏み切り、勤評実施過程においてもやはり、日教組の動向を注意深く探ってはいた。元々の動機が日教組対策であったので当たり前の話ではある。ところが、あまりにも日教組対策に全精力を注ぎこみ過ぎた為に、勤評実施側の視角には日教組が入り込み過ぎた。自民党とは異なり竹葉の目には現場教師の姿が映り込みはしたものの、それでも日教組に焦点を合わせ過ぎたために、現場教師の姿に焦点が合うことはなかった。つまり、勤評実施側は日教組対策としての勤務評定の実施であったがゆえに現場教師たちが死角となってしまったのである。

岩月（2012）によれば、現場教師たちの勤評に対する抵抗の動機は、日教組と県教組とはやや異なっていた。日教組にとっての勤評闘争は「反動教育」を排し「民主教育」を守る戦いであり、県教組もややそれに近い。ところが現場教師たちの勤評闘争は、評価差による昇給差によって職場内で賃金差が生じるのを極端に嫌っていたという特徴がある。やや誇張して言えば、現場教師たちは、勤務評定（評価）それ自体は容認してい

たけれど、勤務評定（評価）によって昇給差（賃金差）を生じさせることだけは容認することはなかったのである。しかし、勤評実施側は日教組に焦点を当て過ぎたために、現場教師たちの評価差による昇給差を否とする思想の存在を見落としてしまっていたのである。

1958年10月から、岸内閣は「日米安全保障要約の改訂交渉を始めていた。この時点で、愛媛の第三次勤評闘争は、警職法改悪反対闘争と連動しながら、60年安保闘争の開始に直結した」（近代史文庫史料委員会「勤評闘争研究グループ」1987：17）とされ、その後、勤務評定は形骸化することになる。ここでいう形骸化とは、勤務評定を行ないはするものの教師たちの処遇には反映させない仕組みになったという意味においてである。勤務評定の形骸化は、勤評闘争が警職法改悪闘争と60年安保闘争という懸案事項に飲み込まれ、勤評実施側及び教組側の双方が勤評闘争それ自体に力を集中させる余裕はなくなったことが一つの要因になりえようが、それだけではない。

実は形骸化した勤務評定は、評価は許容しても評価と昇給とを結合させることを否とする現場教師の思想と完全に一致した仕組みであった。竹葉は明言こそしてはいないけれど、当初の自民党の計画は、勤務評定によって昇給差を設けることであった。しかし、これはならなかった。なぜなら、評価差による昇給差を設ける仕組みを制度に組み込むためには、Berger & Luckmann（1966）が、人々は制度が「機能しているから」という理由で一定の行為を行うのではなく、制度が「正しいから」という理由で行為を行う（Berger & Luckmann 1966：178）と論じているように、評価差による昇給差を是とする現場教師たちの存在が欠かせなかったからである。そのためには現場教師たちからの制度＝勤務評定に対する正当性を確保する必要があった。しかしながら、日教組対策としての勤務評定の実施であったがゆえに、勤評実施側にとっては現場教師たちが死角となり、それゆえ、現場教師たちからの勤務評定に対する正当性を確保する試みがなされることはなかった。正当性の欠いた勤務評定は形骸化せざるを得ない。したがって、日教組対策としての勤務評定であったことこそが、勤務評定の形骸化の萌芽に他ならず、実は勤評闘争の発端となった愛媛県の勤評闘争において、すでに勤務評定の形骸化の萌芽は発していたのである。日教組対策としての勤務評定は後の形骸化の萌芽を意味していたのであった。

勤評実施側が推進した勤務評定の意図が日教組対策にあったために、現場教師たちに対する無理解が生じてしまった。そのことが後の勤務評定の形骸化の萌芽であったと筆者は見たわけである。ここで現代に目を転じてみよう。1990年代後半以降、新たな勤務評定として教員評価制度の導入の議論が活発化し現在に至っている。教員評価制度は名称こそ勤務評定とは異なるけれど、教師を評価し、その評価結果を昇給に反映させようとの狙いは同じである。評価形式がやや変化した程度の違いに過ぎない。この評価形

式の変化についてここで詳しく述べる必要はない。述べるべきは、愛媛勤評闘争下での勤評実施側の眼が現場教師を捉えていなかったのと同様に、現代においても教員評価実施側の眼が現場教師を捉えていない可能性が大であるということである。

教員評価実施側は制度構築過程において教組側との交渉を管理運営事項であるとして拒んではいるものの、実際には、協議・話し合いという形で教員評価実施側と教組側との制度に対する議論が行われてはいる。この両者の議論自体は意義あるものではあるのだけれど、問題はその議論内容に現場教師の意志がどれほど反映されているのかということである。現場教師の意志が反映されず、教員評価制度に対する正当性が確保されなければ、形骸化をもたらすことになる。したがって、第一に教員評価実施側には現場教師を見ようとする構えが求められよう。現実的には教員評価実施側が制度に対する現場教師たちのものの考え方を把握することは難しいかもしれないけれど、その構えを持つことはできよう。同様のこととなるが、第二に、教組側もまた現場教師を見ようとする構えが求められる。教組は現場教師たちの代表者なのだから、そのような構えを持つことは当たり前の話なのでわざわざ指摘する必要はないのかもしれない。しかし、教組側が現場教師たちを見ようとする構えの必要性を指摘することに根拠がないわけではない。教組側の勤評闘争に対する方針に関して、本稿では日教組と愛高教との間の差異が見受けられ、岩月（2012）でもまた日教組と愛媛県教組との間の差異、愛媛県教組と現場教師との間の差異が見受けられた。つまり、教組が現場教師たちを見ようとするのは当たり前の話のようではあるのだが、実は当たり前の話ではないのである。だから、教組側にも現場教師を見ようとする構えが求められるのである。

現代の教員評価制度に関する議論の前提は教員評価実施側と教組側双方が現場教師を見る構えを有していることであり、この構えは研究者にも求められることであろう。なぜなら、現場教師を見る構えの不足は形骸化の萌芽に他ならないからである。これが勤評闘争の発端である愛媛勤評闘争を描くことで得られた教訓である。

最後に今後の課題を記して本稿を締めたい。1990年代後半以降、教師に対する評価制度の議論が活発化してきたのであるが、1950年代後半の勤評闘争から1990年代後半以前までの間、教師を評価することに関する議論はどのように推移してきたのだろうか。教師を評価することに対する議論は、実は1950年代後半以降から1990年代後半以前の間に空白のままである。この空白を埋めることができれば、評価されることに対して忌避を示す教師たちの振る舞い方を、点と点ではなく連続した線として描くことができる。線として捉えることができれば、如何なる存在として教師たちを描き出すことができるのであろうか。したがって、1950年代後半以降から1990年代後半以前の間の議論を整理して、空白期の教師たちの姿を描くことを今後の課題としたい。

注

- (1) 勤評闘争は政治闘争であったと指摘する研究は多数存在する。例えば、高橋（1996）、坂本（1996）、若井（1996）、稲継（2006）が挙げられよう。
- (2) 当時文部省地方課長であった木田宏氏は次のように当時を語っている。「地方公務員法に書いてあるというだけの話で、愛媛県がそれを実行しようとしたというだけの話だから、『そんなものは、やりたいところがやったらいいんだよ。放っておけ』と。……僕は担当課長として、絶対に国でサンプルは示さん、と。必要なのは都道府県の対応だから、都道府県の仲間で勉強したらいいじゃないか」（政策研究大学院大学 C.O.E. オーラル・政策研究プロジェクト 2003：173-174）というように木田氏は地方自治を意識した発言をしている。

参考文献

- 五十嵐顕・伊ヶ崎暁生編著（1970）『戦後教育の歴史』青木書店。
- 稲継裕昭（2006）『自治体の人事システム改革 ひとは「自学」で育つ』ぎょうせい。
- 岩月真也（2012）「勤評闘争下における愛媛県の教師たちの抵抗の源泉－職場の手記を手掛かりに－」『評論・社会科学』No.103, pp.89-113。
- 愛媛県教員組合編集委員会編（1958）『みんなで斗った64日』愛媛県教員組合。
- 大田堯編著（1976）『戦後日本教育史』岩波書店。
- 影山昇（1993）「戦後の愛媛教育行政と勤務評定・学力テスト問題－白石春樹前愛媛県知事の回想を手懸りにして－」星島一夫編著『白石春樹の研究－ある地方保守政治家の軌跡－』啓文社, pp.355-418。
- 教育の戦後史編集委員会編（1986）『民主教育への攻撃と抵抗（教育の戦後史Ⅱ）』三一書房。
- 近代史文庫史料委員会「勤評闘争研究グループ」編（1987）『資料愛媛勤評闘争』近代史文庫。
- 坂本孝徳（1996）「勤務評定制度導入をめぐる争点」佐藤全・坂本孝徳編著『教員に求められる力量と評価《日本と諸外国》－公立学校の教員はどこまで評価できるか－』東洋館出版社, pp.29-40。
- 佐々木隆爾（1988）『世界史の中のアジアと日本－アメリカの世界戦略と日本戦後史の視座』御茶の水書房。
- 政策研究大学院大学 C.O.E. オーラル・政策研究プロジェクト（2003）『木田宏（元文部事務次官）オーラルヒストリー』（上）。
- 高橋寛人（1996）「教員の人事制度と評価政策の変遷」佐藤全・坂本孝徳編著『教員に求められる力量と評価《日本と諸外国》－公立学校の教員はどこまで評価できるか－』東洋館出版社, pp.13-27。
- 竹葉秀雄先生著作集刊行会編（1980）『竹葉秀雄先生著作集』竹葉秀雄先生著作集刊行会。
- 萩原克男（1996）『戦後日本の教育行政構造』勁草書房。
- 毎日新聞社会部（1959）「アラシの中の教育」中野好夫編著『戦後の教育』筑摩書房, pp.319-346。
- 蠟山正道（2006）『よみがえる日本』中央公論新社。
- 若井彌一（1996）「教員の勤務評定制度の現状」佐藤全・坂本孝徳編著『教員に求められる力量と評価《日本と諸外国》－公立学校の教員はどこまで評価できるか－』東洋館出版社, pp.41-55。
- Berger, Peter L. & Thomas, Luckmann, 1966, *The Social Construction of Reality - A Treatise in the Sociology of Knowledge*, New York. (邦訳：山口節郎（2003）『現実の社会的構成－知識社会学論考』新曜社)

“Efficiency Rating Struggle” seen
from Efficiency Rating Providers in Ehime Prefecture :
Meaning of Efficiency Rating as Measures against Japan Teachers Union

Shinya Iwatsuki

This paper examines meaning of efficiency rating as measures against Japan Teachers Union through describing the “efficiency rating struggle” seen from efficiency rating providers in Ehime Prefecture. Date is based on the confidential papers of the Liberal Democratic Party and the notes of Hideo Takeba of the board of education in Ehime Prefecture.

This analysis of the confidential papers of the Liberal Democratic Party and the note of Hideo Takeba gives the following results : The efficiency rating providers has implemented efficiency rating in collaboration with the Liberal Democratic Party, the board of education in Ehime Prefecture, municipal board of education, members of the prefectural assembly, principals, PTA and residents of Ehime Prefecture. But efficiency rating providers couldn't see the teachers, because efficiency rating of providers was efficiency rating as measures against Japan Teachers Union. As a result, the efficiency rating became a mere formality.

The efficiency rating as measures against Japan Teachers Union means the beginnings that the efficiency rating became a mere formality.

Key words : Liberal Democratic Party, Confidential papers, Board of education in Ehime Prefecture, Hideo Takeba, Notes of Hideo Takeba